

授業参観 13:30～13:50

第1回 学校運営協議会 次第

13:50～15:00(家庭科室)

開会 開催要件（委員の過半数の出席）確認 <司会：教頭、記録：CS ディレクター>

- 1 校長挨拶
- 2 新規委員任命書・学校支援コーディネーター委嘱書の交付（机上传達）
- 3 浜松市教育委員会から
- 4 自己紹介
- 5 浜松市学校運営協議会規則等確認
- 6 会長の選出（委員の中から互選）及び挨拶
- 7 副会長の指名（会長が指名）
- 8 議長の選出（出席した委員の中から互選）
- 9 前回会議録、令和5年度協議会自己評価の確認
- 10 熟議
 - （1）学校運営の基本方針について（校長）
 - （2）飯田小いじめ防止基本方針について
 - （3）夢育やらまいか事業CS加算分に対する意見書について（教頭）
 - （4）その他
- 11 報告
- 12 連絡
 - （1）次回 令和6年10月28日（月）13:30～15:00 会場：家庭科室
 - （2）次回の熟議内容の確認
 - （3）次回議長の選出

閉会

参加者名簿

< 委員 >

委員	杉山 邦司	すぎやま くにじ
委員	露木里江子	つゆき りえこ
委員	森 峯男	もり みねお
委員	小野 逸子	おの いつこ
委員	白井 竜之	しらい たつゆき
委員	鈴木美枝子	すずき みえこ
委員	荻野 裕貴	おぎの ゆうき
委員	鈴木 大輔	すずき だいすけ

< オブザーバー >

東部協働センター所長	村松 拓也	むらまつ たくや
------------	-------	----------

< 学校 >

校長	勝亦 英彦	かつまた ひでひこ
教頭	町田 全広	まちだ まさひろ
CS担当	小杉 香里	こすぎ かおり
CSディレクター	小林 知美	こばやし ともみ

< 教育委員会 >

教育総務課 指導主事	鈴木 陽子	すずき ようこ
------------	-------	---------

学校運営協議会 年間計画

	日 時	内 容	備 考
第1回	5月14日(火) 13:30~15:00	・学校運営の基本方針 ・夢育やらまいか事業	
第2回	10月28日(月) 13:30~15:00	・学校運営の課題と改善策 ・特色ある学校づくり ・支援策について	
第3回	2月7日(金) 13:30~15:00	・学校関係者評価 ・次年度学校運営の基本方針 ・学校運営協議会の自己評価	

○浜松市学校運営協議会規則

令和元年 8 月 2 9 日

浜松市教育委員会規則第 2 号

改正 令和 5 年 8 月 3 1 日 浜松市教委規則第 1 0 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 7 条の 5 の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

(目的)

第 3 条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、市民協働による人づくり及び未来創造への人づくりに資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

(設置)

第 4 条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が 2 以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2 以上の学校について一の協議会を置くことができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民等の意見を反映するよう努めるものとする。

(協議会の役割)

第 5 条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
 - (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
 - (3) 児童生徒の健全育成に関すること。
- 2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

- 2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

- 2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項（特定の職員に関するものを除く。）について、教育委員会に対して意見を述べることができる。
- 3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則（平成2年浜松市教育委員会規則第6号）第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第1号）第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第3号）第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

- 2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。
- 3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

- 2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

- (1) 地域住民
- (2) 保護者

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

（委員の任期）

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

（令5教委規則10・一部改正）

（委員の解任）

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 委員から辞任の申出があったとき。

(2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

(3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

（委員の守秘義務等）

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としてふさわしくない行為をすること。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

（会長及び副会長）

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務

を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助言を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

- 2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

- 2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。
- 3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和5年度 第3回 飯田小学校運営協議会 会議録（要点記録）

- 1 開催日時 令和6年2月9日（金） 13時50分から15時00分まで
- 2 開催場所 飯田小学校 家庭科室
- 3 出席委員 杉山邦司、露木里江子、森峯男、小野逸子、白井竜之、鈴木美枝子、
嶋口雅啓、鈴木大輔
- 4 欠席委員 なし
- 5 オブザーバー 村松拓也（東部協働センター所長）
- 6 学 校 生熊周（校長）、町田全広（教頭）、森島広人（主幹教諭）
小林知美（CSディレクター）
- 7 傍聴者 なし
- 8 会議録作成者 CSディレクター 小林知美
- 9 議長の選出

司会から議長の選出について委員に意見を求めたところ、鈴木大輔委員が、本日の議長を務めることを申し出、全員異議無くこれを承認した。

10 協議事項

- （1）学校関係者評価（「いじめ防止等のための基本的な方針について」含む）
- （2）学校運営協議会の自己評価
- （3）来年度の学校運営の基本方針の説明
- （4）夢育やらまいかCS加算分の報告
- （5）各協議会独自の協議内容

11 会議記録

司会の教頭から、委員総数8人のうち8人の出席があり、過半数に達しているため、会議が成立している旨の報告があった。

- （1）学校関係者評価（「いじめ防止等のための基本的な方針について」含む）

主幹教諭から資料に基づき、学校関係者評価（「いじめ防止等のための基本的な方針について」含む）についての説明があり、委員からは、以下の発言があった。

- ・ 4月は低学年の子のあいさつの返事はあまり良くないが、6月頃から上級生のまねをして、あいさつができるようになってくる子もいる。声掛けをすると返事を返してくれるので、大人から声掛けをしていきたい。（杉山委員）
- ・ あいさつは、地域、大人から声掛けしていくといい。（大輔委員）
- ・ あいさつはできる子とできない子がいる。できない子は、恥ずかしさや何か理由があると思う。正門に立っていると、自分から言ってくれる子は少なく、こちらから言っ返してくれる子は多いため、こちらからあいさつをするべきかと思う。低学年の子でも、同じ町内だとあいさつしてくれる。あいさつは基本。大きな返事だと嬉しい。（森委員）
- ・ 子供は、あいさつが大切なことだと自覚しないとあいさつをしない。道徳を身に付けさせるために、家庭・地域・学校と連携してあいさつができる環境作りをしていくことが大切。（小野委員）
- ・ 自分の将来に役に立っていると思う学習（キャリア教育）にするには、子供にとってリアリティのあることを取り上げたり、将来に関係があることを伝えたりしていく必要がある。そして、地域の人達から、子供の時の授業が今、こういう風に役に立っていると話を聞くとよい。できれば少ない人数で聞いた方がいい。1クラスに1人ずつ地域の人が来て、全クラスで聞けば、勉強の意味が感じられると思う。（白井委員）

- ・ 子供が6年生の時、少人数で色々な人の話を聞く学習があり、いい体験だったと思った。あいさつについては、保護者の立場では、変質者が出たりした時、子供に人と目を合わせてはいけない、声を掛けられたら走り抜けろと、言っている。そのため、あいさつをしにくいのかもしれない。(美枝子委員)
- ・ あいさつは、昔、池田小事件があってから大きく変わった。しかし、閉ざしたものをまた地域と交わろうとしている。キャリア教育、職場体験が大事だと思う。コロナが5類になり、地域が手伝っていけば、小学校だけでなく、地域全体が良くなると思う。子供の安全が一番大事。小学校の近くにスムーズ横断歩道ができた。目立つため、車はスピードを落として走ってくれる。飯田小は、幼・小・中が近くにあり、生活安全対策ゾーンプラス30がある。普段からルールを守るということは、生活の中の基本中の基本。(露木委員)
- ・ 小学生の子が、名札を付けていると「〇〇さんだー」と声を掛けてくれる。名札にニックネームを書いて、身に付けていたら、もっと親しみをもってあいさつしてくれるようになると思う。(村松オブザーバー)
- ・ いじめ基本方針は、さらに保護者に周知できるようHPの他にも工夫すると思う。(嶋口委員)
- ・ 保護者が学校に来て、観てもらう機会を増やすこともいい。そうすれば、自治会も交えて、地域で育てていこうという気持ちも高まる。(大輔委員)

協議の結果、全員異議なくこれを承認した。

(2) 学校運営協議会の自己評価

杉山会長から資料に基づき、学校運営協議会の自己評価についての説明があり、委員からは以下の発言があった。

- ・ あいさつや声掛けについて、保護者は色々な事件があったから、心配し慎重になる。大人が見本を見せていくことが必要。(大輔委員)
- ・ 飯田には、見守り隊が現在63名所属していて、下校時、1時間ほど立ってくれている。子供と一緒に帰る人もいる。下校時、縦列で歩くところを横列で歩いている子達は改善していきたい。(杉山委員)
- ・ 犬の散歩をする人や外で作業をする人には、見守り隊のタスキをつけ、こどもを見守ってもらえたらいいと思う。明るくあいさつをしていきたい。(美枝子委員)

協議の結果、全員異議なくこれを承認した。

(3) 来年度の学校運営の基本方針の説明

校長からプレゼンテーション資料に基づき、来年度の学校運営の基本方針について説明があった。

(4) 夢育やらまいかCS加算分の報告

教頭から資料に基づき、今年度の夢育やらまいかCS加算分の報告について説明があり、全員異議なくこれを承認した。

その他報告事項等

司会から、次年度の委員、会長・副会長・議長の選出について確認があった。次年度第1回会議は、令和6年5月14日(火)13時30分から家庭科室で開催する予定である旨の報告があった。

(様式1)

令和5年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立(飯田小) 学校運営協議会長

＜本年度の目標＞

- ・ 地域住民や保護者が行事等に参加する機会を少しずつ増やし、より多くの細かい事まで先生方と児童達の状況を把握して、学校教育目標の達成に向けて協力していく。
- ・ 教員だけでは対応しきれない課題を具体的に挙げていき、地域、家庭、学校で実際に協力ができる枠組みやシステムを考えて実行していく。
- ・ 学校支援のボランティアについて、実際に各方面へ働きかけたり、人材の発掘を行ったりし、できることから取り組んでいく。

＜評価項目1＞ 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

- ・ 学校教育目標や最近の学校の様子について話を聞き、挨拶ができる子、安心安全な環境づくりについて重点的に熟議することができた。
- ・ 気持ちのよい挨拶が自主的に行える児童を育てることについて、具体的な説明を受けながら議論を進め、高学年の児童が積極的かつ自然に行うことで、低中学年の児童も挨拶をして、良い循環になることが理想であることを確認できた。

＜評価項目2＞ 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

- ・ 「笑顔があふれる環境で、明るく挨拶を交わす学校」という目指す学校像を受け、挨拶について熟議を進めた。その中で、校内で明るく挨拶ができるが、校外での挨拶は少ないという意見が多くあり、社会情勢等難しい面もあるが、地域の人々が登下校時に声を掛けることが当たり前になるために必要なことについて議論した。
- ・ まずは、協議会の委員から自分の生活に即した方法で、子供たちを見守る機会を増やしていくことについて、確認することができた。

＜評価項目3＞ 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

- ・ ホームページ等での情報発信はしているが、協議内容が広い範囲に渡って伝わっているとは感じられない。児童に関わる地域の活動やPTAと運営協議会との具体的な連携について考えていきたい。
- ・ 個人情報の取扱いに気をつけながら、協議結果の情報発信について考えていきたい。

＜評価項目4＞ 今年度の取組の評価を踏まえた来年度の目標（取組の重点）

- ・ コロナ後、まずは地域の大人たちから明るい笑顔、元気なあいさつを行い、子供たちにとって、地域に知っている顔がたくさんあること、安心して生活できることを定着させたい。
- ・ 実際にどのような活動ができるのか、具体的な内容や役割等考えるところまで進めていきたい。

令和5年度 飯田小学校 学校評価報告書

I 令和5年度の本校の取組み

やさしい子

自分から学ぶ子

たくましい子

誰にでも笑顔で接し、優しく思いやりのある子 ○コミュニケーション能力の育成 ・思いを言葉で表現する指導 ・「やはた行動」の定着 ○思いやりの心の育成 ・温かな人間関係づくり・いじめ早期発見と解決 ○規範意識の育成 ・「飯田小学校の1日の学校生活」の定着 ・道徳教育の充実	人の話をよく聴き、粘り強く考え、学び合う子 ○「教育の情報化」の推進 ・SNSノートはまつの活用 ・教科指導におけるITC活用 ○子供が夢中になる授業 ・粘り強く考え、学びを深める子供の育成に向けた授業改善 ・地域人材を活用した、将来に繋がる学び ○基礎基本の定着 ・学習習慣作りの指導 ・「粘り強く考える子の約束」	たくましい心と体を持ち、進んで頑張る子 ○安全指導の充実 ・自分の思いを言葉で表現する ・校内事故減少への取り組み ○夢を追う活動の推進 ・「夢を追う先輩」について学ぶ機会の充実 ・夢に関わる集会の充実 ○自らを高める活動の推進 ・自己記録の向上を目指す行事や活動の推進 ・生涯スポーツの入り口として運動に親しむ体制づくり
---	---	--

II 自己評価

肯定評価の割合

令和4年度

			肯定評価の割合			令和4年度		
			児童	保護者	教員	児童	保護者	教員
やさしい子	1	あいさつの習慣が身に付いている。	80.7%	88.6%	62.0%	81.6%	88.3%	75.0%
	2	正しい言葉遣いで生活している。	78.4%	75.2%	68.0%	82.1%	76.7%	78.6%
	3	生命を大切にし、思いやりをもって人に接している。	91.1%	97.1%	93.0%	94.8%	96.4%	100.0%
自ら学ぶ子	1	人の話をよく聴いて粘り強く考えたり、自分の意見や考えを話したりしている。	84.3%	80.7%	84.0%	88.0%	74.9%	89.3%
	2	授業を通して「わかった」「できた」「成長した」と感じている。	86.2%	87.1%	96.0%	89.5%	86.8%	96.4%
	3	学校で勉強したことが、自分の将来に役に立っていると考えている。	88.8%	70.2%	87.0%	90.5%	70.0%	78.6%
たくましい子	1	夢やめあてをもち、進んで活動に取り組んでいる。	89.8%	71.5%	90.0%	91.6%	73.7%	96.4%
	2	校内で安全に過ごしたり、交通ルールを守ったりしている。	95.8%	95.4%	81.0%	94.8%	96.8%	89.3%
	3	基本的な生活習慣が身についている。	86.4%	88.2%	90.0%	85.2%	89.3%	100.0%

III 分析・考察

- ・校内で挨拶をすると返すことができる児童は増えてきたが、自分から進んで挨拶をする児童は少ない。決められた期間（あいさつ月間）になると、元気な挨拶をする児童が増える。
- ・正しい言葉遣いができず、ちょっとした言葉のすれ違いなどから、友達関係を崩してしまうことがある。
- ・夢をもつことや夢に向かって努力することの大切さは、多くの児童に浸透している。また、学校で学んだことが自分の将来に役に立っていると感じている児童も多い。一方保護者は、子供が学校で学んだことが役に立っている、子供が夢やめあてをもって進んで活動に取り組んでいると考えている割合が少ない。HPや学校・学年だよりなどで、もっと学校の活動の様子を広めていく必要がある。

IV 学校運営協議会における学校関係者評価

- ・いじめ基本方針は、さらに保護者に周知できるようHPの他にも工夫するといいい。
- ・あいさつや声掛けについて、大人が見本を見せていくことが必要。地域の多くの人が見守り隊のタスキをつけ、子供たちを見守ってもらえたらいい。
- ・子供たちの下校時の交通マナーについて改善していきたい。
- ・保護者が学校に来て、観てもらふ機会を増やし、自治会も交えて、地域で育てていこうという気持ちを高めたい。

☆ 今後の改善方策

- ・いじめ基本方針については、HPの掲載の他にPTA総会等で保護者に知らせる。
- ・子供たち自身に、気持ちのよいあいさつや正しい言葉遣いを意識させるうえで、委員会活動のひとつとして「あいさつキャンペーン」や「ふわふわ言葉キャンペーン」などを行う。
- ・地域の大人ともっと触れ合う機会を増やしていきたい。
- ・保護者や地域の方にもっと学校に来ていただき、子供たちの活動や本校独自の「夢を飛ばそう集会」や「夢を語ろう集会」などを見て子供たちの夢や活動等を分かってもらふ。

令和6年度 学校経営構想

浜松市立飯田小学校

1 はじめに

新学習指導要領では、急速に変化する予測が困難な時代の中で、社会で生きていくために必要な力を育むことが求められています。長年育成を目指してきた「生きる力」をより具体化し、教育課程全体を通して育成を目指す資質・能力を明確に示してあります。飯田小学校では、平成9年度から「夢を育む活動」をすべての教育活動で推進しています。国、市の方針を受け、飯田小学校の子供たちの実態から考え、本校の学校経営方針を以下に示します。

(1) 新学習指導要領から

- ① 育成を目指す資質・能力の三つの柱
 - ア「何を理解しているか、何ができるか」
 - イ「理解していること・できることをどう使うか」
 - ウ「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」
- ② 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進
深い学びの鍵として「見方・考え方」を働かせることが重要

(2) 浜松の目指す教育（第3次浜松市教育総合計画より）

はままつ人づくり未来プラン

【はままつの人づくり】

- 未来創造への人づくり
- 市民協働による人づくり

【目指す子供の姿】

- 自分らしさを大切にする子供
- 夢と希望を持ち続ける子供
- これからの社会を生き抜くための資質や能力を育む子供

【後期の方針】

- 子供の「生きる力」を育む教育の充実
キャリア教育
- 魅力ある教育を支える環境の整備
教育の情報化取組推進
- 子供の育ちを支える家庭や地域との連携・協働
コミュニティ・スクール

(3) 飯田小学校を取り巻く地域の特性

学区は、市の南東部に位置し、東西に飯田街道、南北に国道1号線が走り、通勤時間帯には、車両の大渋滞が発生し、それらを回避するため、隣接する生活道路や通学路にも多くの車両が行き来する。令和5年には、市による「ゾーン30プラス」の推進地域に認定され、市内初となるスムーズ横断歩道が設置される等、地域住民による交通安全意識が高まってきている。

国道1号線の東側には、中央卸売市場や飯田公園がある。西側には、住宅密集地が目立つようになってきた。古くから田園地帯として発展してきた地域であるが、近年は学区西側に住宅地が増え、人口の流入がみられる。

保護者及び地域住民の学校教育に対する期待は大きく、学校に対しても協力的である。PTA活動の中心に米作りがあり、年間を通して学校、家庭、地域が一体となって子供を育てて行こうとする機運がみられる。

(4) 飯田小学校児童の実態

- ・全体に素直で前向きである。自分の考えを率直に発言したり、友達と仲良く遊んだりできることが多い。
- ・夢や希望を持ち、その実現に向かって努力することの素晴らしさを理解し、実践するようになってきている。
- ・進んで友達や地域の方に挨拶をしたり、挨拶を返したりすることに苦手意識を持つ児童がいる。

2 校訓 「真誠」(素直で誠実に生き、どこまでも真実を追い求める子)

3 学校教育目標 **夢に向かって 命をかがやかせる子** (なりたい自分を思い描き、今すべきことを実践する)

飯田小学校では、本校の卒業生であり、国産旅客機第一号を製作した福長浅雄氏の生き方をモデルにした「夢を育む活動」を平成9年度より行ってきた。以来、飯田小の子供たちは、夢や希望を持ち、その実現に向かって努力することの素晴らしさを理解し、実践するようになっている。

「夢に向かって命をかがやかせる」とは、近い将来・遠い将来に、なりたい自分を思い描き、将来につながる今現在の自分を見つめ、将来の自分を実現するために今なすべきことを、こつこつと実践し積み重ねることである。

このことは、本校の目指す子供像に近づくための大変有効な教育の在り方につながる。今後は、福長浅雄氏に留まらず、「夢を追う先輩」である杉浦重雄氏(浜松初の金メダリスト)、松永成立氏(元日本代表サッカー選手)、牲川歩見氏(Jリーグ

サッカー選手)にその輪を広げていきたい。

これらのことを踏まえ、令和6年度の飯田小学校の教育は、平成27年度より掲げる学校教育目標「夢に向かって 命をかがやかせる子」、重点目標(目指す子供像)「やさしい子・自ら学ぶ子・たくましい子」を継承し、豊かな感性と知性、たくましい心と体を持ち合わせた調和のとれた子供を育てていくこととする。そして、全ての教育活動を通じて、夢を育む活動を推進する。

4 目指す子供像(重点目標)

- やさしい子【感性】 だれにでも笑顔で接し、やさしく、思いやりのある子
- 自分から学ぶ子【知性】 人の話をよく聴き、粘り強く考え、学び合う子
- たくましい子【心身】 たくましい心と体を持ち、進んでがんばる子

5 目指す学校像 ～人が環境をつくり、環境が人をつくる～

- どの子も安全・安心な環境で、生き生きと活動する学校
- どの子にもその子に合った学校生活環境(居場所)がある学校(個別最適化)
- 笑顔があふれる環境で、明るく挨拶を交わす学校
- 家庭・地域に開かれ、愛され、期待される学校(社会に開かれた教育課程)

6 目指す教職員像 ～尺の中でベストパフォーマンスを発揮するプロ集団～

- 限られた資源(人員・時間)を生かして効果的な教育活動を推進する教職員
- 互いの専門性や強みを生かした学年・学校チーム体制での指導する教職員
- 教育への情熱を持ち、児童や保護者の信頼感・満足感を持続的に得る教職員

7 学校経営の重点

- やさしい子【感性】
- 自分から学ぶ子【知性】
- たくましい子【心身】

※ 全ての教育活動で夢を育む活動を推進する。

≡ 子供が「目標を持って」「意味や価値を意識して」活動に取り組む。

自己の取り組みを振り返る。成果を自覚する。

※ キャリア教育の推進(基礎的・汎用的能力の育成)

「友達と関わろう」人間関係形成・社会形成能力

「自分を見つめよう」自己理解・自己管理能力

「夢に向かおう」キャリアプランニング能力

8 経営の基盤

- 信頼される学校・教職員
 - ・ 確かな児童理解に基づく、温かな言葉かけと寄り添い。
 - ・ 相談体制を整備し、子供、保護者の声に耳を傾ける。
 - ・ 「飯田小いじめ防止基本方針」を推進する。
- 家庭・地域との協働
 - ・ 地域や保護者が学校運営に参画するコミュニティ・スクールを推進する。
 - ・ 東部中学校区目指す子供像「自分の夢や目標に挑戦し続ける子供」
 - ・ 家庭・地域との連携や関係を深め、信頼関係や教育力の向上を図る。
 - ・ 情報を公開し、家庭・地域と成果や課題を共有する。

9 令和6年度学校経営上の具体的課題

(1) 個に対応した学校生活環境の整備

- ハード面：キラホ（校内まなびの教室）、いるむ、いるむ2等の教室の積極的な活用
ソフト面：生徒指導主任、発達支援CDをハブとした初動体制の充実（その日の事は、その日の内に、報告相談して対応する。）
- 既存の学校行事のブラッシュアップによる、児童や保護者の満足感アップ

(2) キャリア教育を意識した授業改善の推進

- 本校でつけたい基礎的・汎用的能力の育成の周知
人間関係形成・社会形成能力「友達と関わろう」、自己理解・自己管理能力「自分を見つめよう」、キャリアプランニング能力「夢に向かおう」
- 家庭・地域に開かれ、愛され、期待される学校（社会に開かれた教育課程）

(3) 教育の情報化に向けて校内体制づくりと環境整備の推進

- 教育の情報化推進（chromebook を積極的に活用することでの活用方法校内分掌に位置づけ教育の情報化

(4) コミュニティ・スクールの推進と活用

- 授業をはじめ様々な教育活動に地域の人材、教育力を一層活用する。
- 学校の安心安全を守り、学習環境を整えるために地域人材を一層活用する。

(5) 学校における働き方改革の推進

- 教育活動の更なる精選による「子供と向き合う時間」の確保
- 教職員の時間外在校時間を月30時間以内（年間360時間以内）

Well-being

R6.4.1

VUCA（変動性、不確実性、複雑性、曖昧性）の時代の到来、AIの進化、これから予測困難な社会になることが予想されています。その中で、その未来に子供たちを送り出す我々の役目は非常に大きいです。そんな社会で生き抜いていく力をつけるために必要な資質・能力を明確にし、身に付けさせていくことが重要です。

令和6年度も、いろいろなことが変わります。・・・

学校教育目標 夢に向かって 命をかがやかせる子

【学校経営の重点】 やさしい子（感性）
自分から学ぶ子（知性）
たくましい子（心身）

※ 全ての教育活動で夢を育む活動を推進する。

※ キャリア教育

◎子供、地域・保護者、教職員すべての「Well-being」を目指そう！

学校経営目標「ていねい・あったか・安心」 ～すべては子供たちの笑顔のために～

(1)子供が楽しく通える学校

- ・楽しくわかる授業（個別最適な学び、協働的な学びに向けたていねいな見取り）
- ・すべての子供が認められる学級（所属感のもてるあったかい学級）
- ・いじめのない教室（安心できる学級）

(2)保護者や地域が誇れる学校

- ・スピード感のあるニーズに応じた対応（相談にはていねいに対応）
- ・協働して作り上げる学校（人づくりにあったかく支援）
- ・子供のことを一番に考えた危機管理（安心できる対応）

(3)教職員が働く喜びのある学校

- ・ボトムアップで働き方改革（子供をていねいに見取れる時間を作り出す）
- ・どんなことにもチームで対応（相談しやすいあったかな職場）
- ・達成感、自己有用感のもてる役割（認めてもらえる安心できる職場）

まずは、職員が健康であること。職員の笑顔なくては、子供は笑顔になれないと考える。

学校の強み弱みを共有し、一緒に課題解決に向け取り組んでいくことが学校に活力を与え、すべては子供の笑顔に結びついていくと考えます。
それぞれの立場で、積極的に意見を出していきましょう。

いじめの防止等のための基本的な考え方

いじめは、人権にかかわる問題であり、命の尊厳にかかわる問題です。どのような理由があろうと決して許される行為ではありません。

《いじめの定義》

いじめとは、学校に在籍する児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

- 個々の行為がいじめに当たるかは「いじめを受けた子供の立場」に立つ。
- いじめは特定の教職員によらず、校内いじめ対策委員会を活用して認知。情報共有していく。（随時、月1回）
※ケースに応じて発達支援CD、SC、SSWも参加。犯罪行為等、重大な被害が生じる場合は警察にも通報
- いじめは、どの子供にも、どこでも起こりうる。
- 「観衆」として、はやし立てたり、面白がったりする存在や、暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許さない雰囲気が生まれるようにする必要がある。

いじめの防止等に関する取組

いじめの未然防止には、いじめが起こらない人間関係を構築していくことが求められる。子供を取り巻く大人が一丸となって、心の通い合う温かで優しい人間関係を築き、いじめをしない、いじめを許さない、いじめに立ち向かう子供を育てていく。また、いじめはできるだけ早期に発見し、適切に対応することが重要である。学校は地域や家庭と一体となって、子供の健やかな成長を見守り、いじめを認知した場合は、協力して一刻も早い解消に向けて取り組んでいく。

- (1) 飯田小年間指導計画
いじめの防止等に関する取組が実効的なものになるよう年間指導計画を作成している。
- (2) いじめの未然防止
すべての教育活動を通して、「いじめが起きにくい・いじめを許さない学校づくり」に取り組む。
 - ・6月「いじめや命について考える月間」
 - ・情報モラル講座の実施
 - ・お互いの人格を尊重し合えるような態度、心の通う人間関係の素地づくり
 - ・自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくり
- (3) いじめの早期発見
 - ・子供とのコミュニケーションから、些細な変化や兆候を感じ取る。
 - ・定期的なアンケート調査（タブレット活用）及び個人面談等。
 - ・教育委員会と連携、ネットパトロールの活用
- (4) いじめに対する措置
 - ・教職員は、いじめ、又はいじめの疑いがある行為を確認した場合には、直ちにいじめを受けた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保した上で、「校内いじめ対策委員会」を中心にチームで対応する。
 - ・子供の「健やかな成長」を願って支援・指導する。
- (5) 関係機関との連携
- (6) 学校における教育相談体制の整備
- (7) 教職員の資質向上のための研修会や校内OJTの取組
- (8) いじめが解消している状態
 - ・いじめに係る行為が止んでいること（3か月を目安）
 - ・いじめを受けた子供が心身の苦痛を感じていないこと
- (9) 「浜松市立飯田小学校いじめ防止基本方針」の公表と説明、評価・見直し
 - ・ホームページ公開、年度開始時に説明、取組状況を評価し検証していく。

★ 地域や家庭の役割

- (1) 地域の役割
 - ・地域の人たちが地域で育つ子供に積極的に関わる。
 - ・家庭、学校、地域が連携し、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止める。
- (2) 家庭の役割
 - ・いじめ防止対策推進法における保護者の責務
「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」
（いじめ防止対策推進法第9条第1項）
 - ・「ルールやマナーを守ること」を子供に教える。
 - ・子供からいじめの相談を受けたら、学校へ通報するなど適切な措置をとる。
 - ・子供との触れ合いや対話を大切にする。
 - ・子供のちょっとした様子の変化を見逃さず、いじめの早期発見に努める。
 - ・立場や見方によって、被害側にも加害側にも成りうることを認識して学校と協力して指導する。
 - ・携帯電話やタブレット端末等を使用させる場合には、保護者として責任を持って、使い方や様子に注意を払う。
 - ・子供がいじめを行ったことが分かった場合、学校と協力して指導する。

(様式1)

令和6年5月15日

浜松市立飯田小学校
夢をはぐくむ学校づくり推進協議会
代表 白井 竜之 様

浜松市立飯田小学校運営協議会
会長 杉山 邦司

夢育やらまいか事業に対する意見書

令和6年5月14日に開催した学校運営協議会において、下記の意見を議決しましたので報告します。

記

1 学校運営の基本方針を具現化するための意見

① 夢を追う活動を充実させるべきである。

⇒ 「夢を飛ばそう集会」や「夢を語ろう集会」などを企画し、子供たちの夢を育んでいく。自分の夢を託した紙飛行機を飛ばしたり、夢を追いかけている人を講師に招いて話を聴いたりし、夢に対する気持ちを高めていく。

⇒ ロボットクラブの活動では、大学関係者の方を講師として、専門的な内容を指導してもらうことで、子供たちの活動への関心や意欲を高め、知識や技能を習得する。

② 地域住民や保護者が行事等に関わり、子供たちの体験的な活動等を充実させるべきである。

⇒ クラブ活動や米作り、地域の偉人や歴史等を学習する活動において、地域の講師や保護者が関わる体験的な活動を取り入れ、地域への愛着や誇りをもてるようにする。